

令和9年4月に **小学校** に入学予定児童の保護者の皆様へ

就学援助制度のお知らせ

藤枝市教育委員会

1 就学援助制度とは？

藤枝市では、藤枝市立小中学校に通う児童生徒がいるご家庭で、経済的理由から就学が困難なご家庭を対象に、学用品費等の就学費用を援助しています。

【主な支給費目】

新入学生学用品費・学用品費・通学用品費・修学旅行費 など

2 新入学生学用品費について

お子様が令和9年度小学校入学予定のご家庭で、就学援助制度の対象になる場合、就学援助費のうち入学に必要な「**新入学生学用品費**」について入学前（3月）支給を実施します。

新入学生学用品費の入学前支給を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、必要書類を添えて申請してください。なお、学用品費などは入学後（令和9年8月以降）に支給します。

就学援助費の支給時期

新入学生学用品費

学用品費
など

**入学前に
支給（3月）**

入学後に支給
（8月以降）

3 新入学生学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の（１）（２）（３）のすべての要件に該当する方

- （１）お子様が令和9年4月に藤枝市立小学校に入学予定の方
- （２）藤枝市に居住している方（入学前に市外へ転出予定の方を除く）
- （３）就学援助の要件に該当する方（下記のいずれかに該当する方）
 - ・同居の家族全員が地方税法に基づく市民税が非課税の場合
 - ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している場合
 - ・同居の家族全員の合計所得（社会保険料等を控除後の額）に対する需要額の割合が生活保護基準額の1.5倍未満の場合 ※裏面の注意点を必ずご覧ください。

世帯構成						世帯 人数	合計所得目安額（年額） * 令和8年度所得 *
父	母	子（小学生）	子（中学生）	祖父	祖母		
1人	1人	1人	1人	1人	1人	6人	約430万円
1人	1人	2人	1人			5人	約390万円
1人	1人	1人	1人			4人	約350万円
	1人	1人	1人			3人	約340万円
1人	1人	1人				3人	約280万円
	1人	1人				2人	約260万円

<注意点>

- ・審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- ・所得審査の場合、世帯構成（年齢や人数）及び社会保険料等の金額などによって認定基準となる金額が変わります。表は目安としてご参考にしてください。
- ・新入学生学用品費の入学前支給を受けたあと、令和9年4月以降に上記（3）の認定要件に該当しなくなった場合もしくは藤枝市立小学校に入学しなかった場合は、新入学生学用品費を返還していただくことがありますので、該当する可能性がある場合は事前に教育政策課までご相談ください。

4 申請について

（1）申請先

4月に入学予定の藤枝市立小学校

（2）申請時期

令和8年11月16日（月）から令和8年12月11日（金）まで

（3）申請に必要な書類

①就学援助申請書

【配布場所】藤枝市立小学校または教育委員会（藤枝市ホームページからダウンロード可能）

②令和8年度課税所得証明書（令和8年1月2日以降に藤枝市へ転入した方のみ）

③口座振込依頼書

【配布場所】藤枝市立小学校または教育委員会

④通帳の写し（保護者様の口座番号・口座名義がわかるもの）

5 支給額・支給時期など

- （1）新入学生学用品費の支給額 64,300円
- （2）支給時期 令和9年3月上旬予定
- （3）支給方法 保護者様の口座に直接振り込みます。

6 その他

※今回、新入学生学用品費（入学前支給）の申請をされない場合でも、令和9年4月中に就学援助を申請し、認定となった場合は、入学後（6月下旬）に新入学生学用品費を支給します。

※生活保護受給中の方は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、就学援助での新入学生学用品費の支給はありません。

【お問い合わせ】

藤枝市教育委員会 教育政策課 学校事務指導係
電話：054-643-3045